フランクリン・テンプルトン・ユーロ毎月分配型ファンド

追加型投信／海外／債券　設定日：2002年6月18日

基準価額
8,357円

純資産総額
16.85億円

基準価額・純資産総額の推移

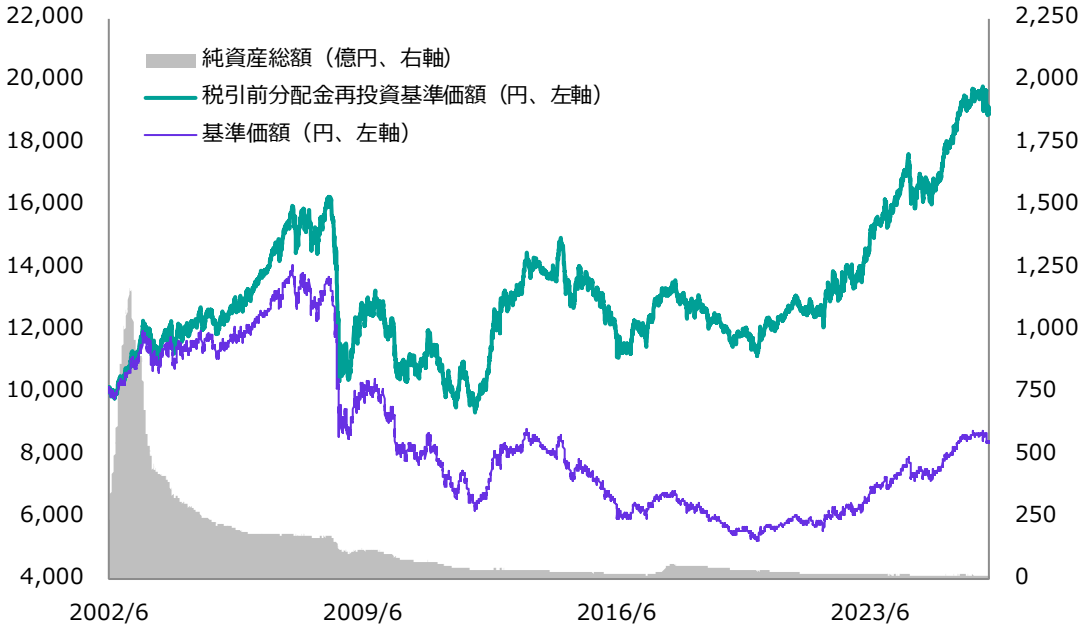

・グラフは過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。
・基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。
・信託報酬率は後述の「ファンドの費用」をご覧ください。
・税引前分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。

騰落率（税引前分配金再投資）

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
円ベース	-3.76%	-3.32%	-1.64%	4.06%	22.01%	89.19%
ユーロベース	0.10%	0.48%	1.16%	1.80%	8.09%	24.54%

・騰落率は実際の投資家利回りとは異なります。
・ユーロベース騰落率は、当ファンドの基準価額を投資信託協会が発表する同日の為替レートを用いてユーロ換算した上で算出したものです。当ファンドのユーロベースの元本の安定性を示すことを目的としており、基準価額の推移を示すものではありません。

最近の分配実績（1万口当たり、税引前）

決算月	2026/4	2026/5	2026/6	2026/7	2026/8	2026/9	設定来
分配金	5円	5円	5円	5円	5円	5円	6,996円

・運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

基準価額の変動要因

	2026/4	2026/5	2026/6	2026/7	2026/8	2026/9	設定来
債券損益	16円	10円	4円	10円	2円	-5円	-1,126円
利子収入	13円	13円	14円	14円	15円	14円	4,671円
為替要因等	181円	-78円	-14円	-11円	17円	-332円	3,060円
その他	-4円	-3円	-4円	-4円	-4円	-3円	-1,253円
分配金	-5円	-5円	-5円	-5円	-5円	-5円	-6,996円
合計	202円	-64円	-5円	5円	25円	-332円	-1,643円

・各項目は概算値です。円未満は四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

フランクリン・テンプルトン・ユーロ短期投資適格債マザーファンドの資産状況

資産構成比率

債券	96.1%
現金等	3.9%

種別構成比率

資産担保証券(ABS)	2.1%
社債	94.0%
現金等	3.9%

ポートフォリオの特性値

平均格付	A+
デュレーション	0.3年
利回り	3.4%
銘柄数	54

格付別構成比率

AAA	2.2%
AA	40.0%
A	48.0%
BBB	9.8%

債券（現金等を除く）を対象として算出しています。

クーポンタイプ別構成比率

固定利付	84.7%
変動利付	15.3%

債券（現金等を除く）を対象として算出しています。

組入上位10銘柄

	銘柄名	クーポン	償還年月	種別	格付	利回り	組入比率
1	LLOYDS BANKING GROUP PLC	1.500%	2027年9月	社債	A+	3.4%	3.3%
2	BPCE SA	1.750%	2027年4月	社債	A+	3.2%	3.1%
3	NATWEST MARKETS PLC	1.375%	2027年3月	社債	AA	3.0%	2.3%
4	THALES SA	4.125%	2028年10月	社債	A	3.5%	2.2%
5	COOPERATIEVE RABOBANK UA	3.913%	2026年11月	社債	AA-	2.8%	2.2%
6	HSBC HOLDINGS PLC	4.752%	2028年3月	社債	A+	3.3%	2.2%
7	BANCO SANTANDER SA	3.875%	2028年1月	社債	A+	3.5%	2.2%
8	SVENSKA HANDELSBANKEN AB	3.875%	2027年5月	社債	AA+	3.1%	2.1%
9	PROLOGIS EURO FINANCE	0.250%	2027年9月	社債	A	3.5%	2.1%
10	SKANDINAVISKA ENSKILDA	4.125%	2027年6月	社債	AA+	3.2%	2.1%

（注）
・構成比率の合計は四捨五入の影響により100.0にならない場合があります。
・比率は注釈がある場合を除き純資産総額に対する割合です。
・平均格付とは、基準日時点で投資信託財産が保有している債券（現金等を除く）に係る信用格付を加重平均したものであり、当該投資信託受益証券に係る信用格付ではありません。
・格付別構成比率および組入上位10銘柄の格付は、S&P、ムーディーズ、及びフィッチ・レーティングスにより付与されたうちの最上位を採用しています。
・ポートフォリオの特性値における利回りは、期限前償還などの影響を調整した保有銘柄の利回りを加重平均したものです。また、当ファンドの運用利回り（運用成果）を示すものではありません。
・組入上位10銘柄は銘柄の一部をご紹介するものであり、個別銘柄の取引の推奨等を目的としたものではありません。
・このページは投資顧問会社から提供を受けたデータおよび情報を基に記載しています。

市場動向とファンドの運用概況

欧州国債利回り推移（%）

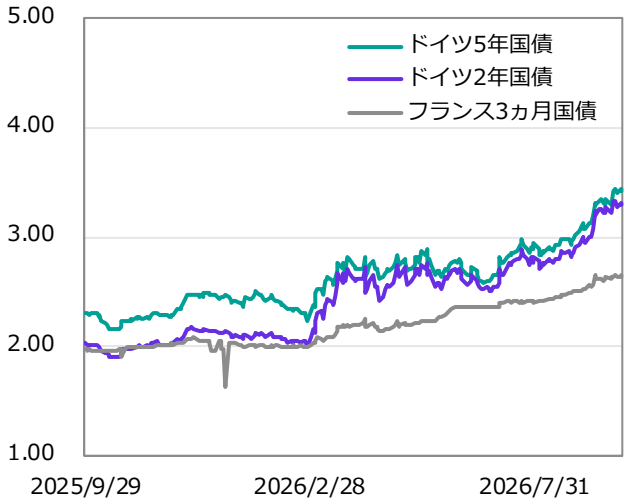

（出所）ブルームバーグ

ユーロ/円レート推移（円）

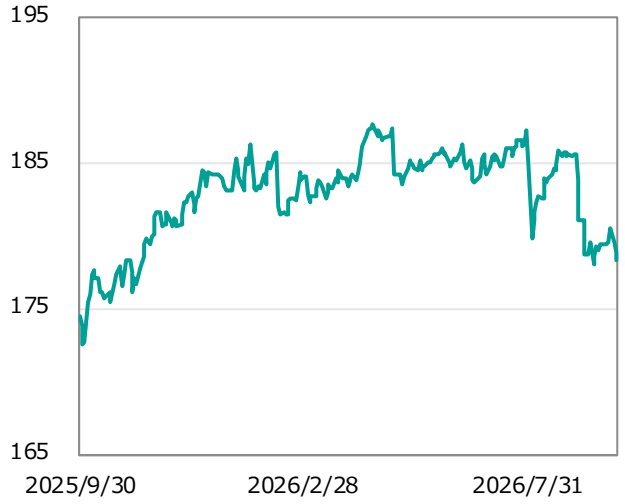

（出所）投資信託協会が公表するTTM(仲値)

欧州債券市場

当月の欧州債券市場では、利回りが上昇（価格は下落）しました。上旬は、米国とイランの緊張化を受けて原油価格が上昇し、インフレ懸念が広がったことが、ドイツの利回りの上昇要因となりました。中旬は、欧州中央銀行（ECB）が理事会で追加利上げを実施し、インフレ見通しを上方修正したほか、原油価格が急伸したことを受けて、利回りは一段と上昇しました。下旬は、中東情勢を巡る緊張緩和への期待などから原油価格が下落したことを受けて、ドイツの利回りは一時低下しました。その後は、原油価格の下落ペースが鈍化したことに加え、堅調なドイツの経済指標を受けてECBによる追加利上げ観測が強まったことから、ドイツの利回りは上昇に転じました。
欧州社債セクターについては、スプレッド（注）が拡大しました。

（注）国債に対する利回り格差のこと。スプレッドの拡大は非国債にとっての価格下落要因であり、縮小は価格上昇要因。

為替市場

当月のユーロ・円相場は、ユーロ安・円高となりました。上旬は、日銀の追加利上げ観測が強まったほか、日本の投資家による海外資金の還流観測などを背景に、ユーロ安・円高が大幅に進行しました。中旬は、日銀による利上げペースの加速が市場で意識されたことがユーロ安・円高要因となった一方、ドイツの利回りが上昇したことがユーロの支えとなり、ユーロ・円相場は方向感に欠ける展開となりました。下旬は、ECBによる追加利上げ観測が強まったことが、ユーロ高・円安要因となりました。その後は、日米財務相が電話会談を行い、円の過小評価が懸念事項であることを改めて確認したことを受けて、月末にかけてユーロ安・円高が優勢となりました。

運用概況とポートフォリオ戦略

当月も、引き続き慎重な運用姿勢で臨みました。こうしたなか、公社債利金を手厚く確保したものの、公社債損益と為替損益がいずれもマイナスとなったことから、基準価額は前月末比で下落しました。

※詳しくは最新の交付目論見書をご覧ください

ファンドの特色

・主として、格付の高い欧州の債券（主にMBS、ABS、社債、国際等）に投資します。
・原則として、外貨建資産の為替ヘッジを行いません。
・毎決算時（毎月18日、休業日の場合は翌営業日）に分配方針に基づき収益分配を行います。

投資リスク

＜基準価額の変動要因＞
当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので基準価額は変動します。また、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動による影響を受けます。
したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

為替変動リスク（円高になると、基準価額が下がるリスク）
一般的に外国為替相場が円高となった場合には、実質的に保有する外貨建資産に為替差損（円換算した評価額が減少すること）が発生することにより、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

金利変動リスク（金利が上がると、基準価額が下がるリスク）
一般的に債券の価格は、金利が上昇した場合には下落し、金利が低下した場合には上昇します。投資対象とする国・地域の金利が上昇し、保有する債券の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク（信用・格付が下がると、基準価額が下がるリスク）
一般的に公社債、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品のデフォルト（元利金支払いの不履行または遅延）、発行会社の倒産や財務状況の悪化およびこれらに関する外部評価の変化等があった場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。
（注）基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

＜その他の留意事項＞
・当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行うため、マザーファンドにおいて他のベビーファンドによる追加設定、一部解約等に伴う有価証券の売買等が行われた場合、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
・その他重要な事項に関しては、投資信託説明書（交付目論見書）に詳しく記載されていますので、よくお読みください。

[収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

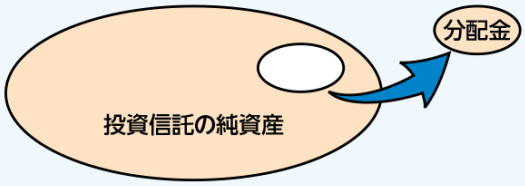

- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合

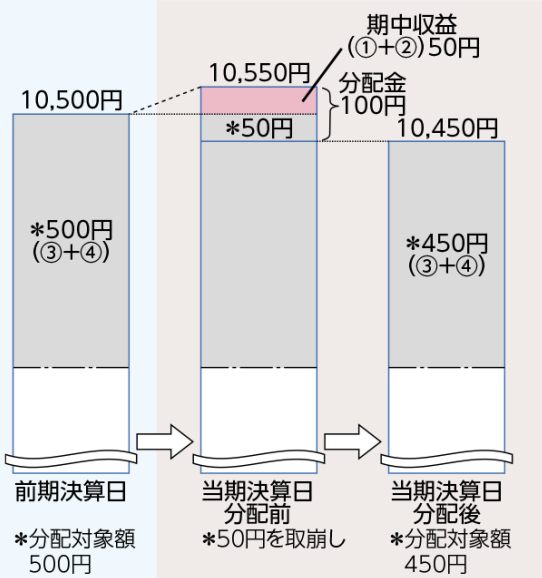

前期決算日から基準価額が下落した場合

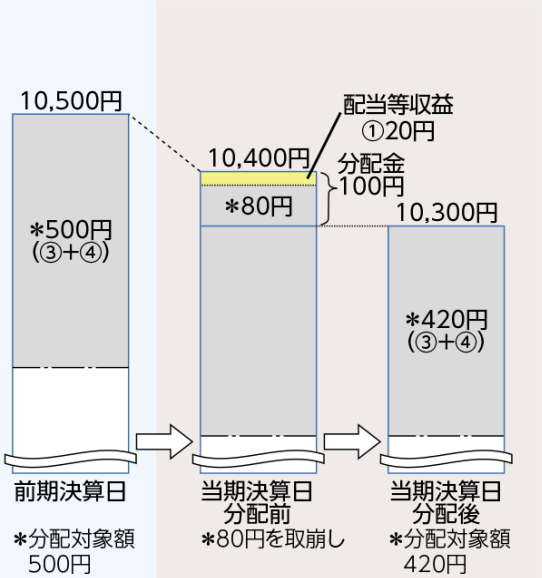

（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

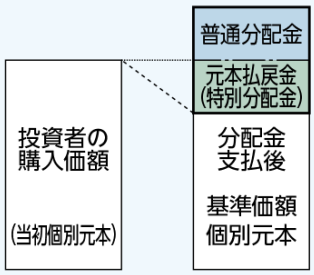

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

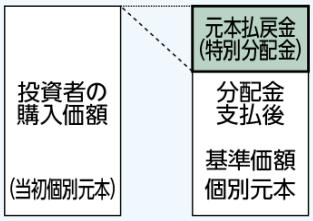

普　通　分　配　金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

※詳しくは最新の交付目論見書をご覧ください

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として５営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後３時30分までに受付けたものを当日の申込受付分とします。 ※なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入・換金の申込受付不可日	英国証券取引所の休業日、ロンドンの銀行の休業日または欧州中央銀行の休業日の場合には、購入・換金申込は受付けません。
信託期間	無期限（2002年６月18日設定）
決算日	毎月18日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時に、分配方針に基づき分配を行います。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※税法等が改正された場合には、内容が変更になる場合があります。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	申込金額（購入申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、1.10%（税抜1.00%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）	純資産総額に対し年率0.44%（税抜0.40%） ※運用管理費用（信託報酬）は毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。なお、信託財産からは毎決算時または償還時に支払われます。
その他の費用・手数料	売買委託手数料、保管費用、信託財産に関する租税等 原則として発生時に、実費が信託財産から支払われます。 信託事務等に要する諸費用（監査費用、印刷等費用、受益権の管理事務費用等。） 日々の純資産総額に年率0.05%を乗じて得た金額を上限として委託会社が算出する金額が毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、信託財産からは毎決算時または償還時に支払われます。 ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※投資者の皆さまにご負担いただく手数料等の合計額については、当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社およびその他の関係法人

委託会社	フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社 金融商品取引業者　関東財務局長(金商)第417号 加入協会：一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 https://www.franklintempleton.co.jp (03)5219-5940　（受付時間　営業日の午前9時～午後5時）
投資顧問会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
取扱販売会社の照会先	フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

販売会社 当資料作成時点の予定を含みます。

販売会社名	登録番号		日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	一般社団法人日本STO協会
ＳＭＢＣ日興証券株式会社（ダイレクトコース専用）＊	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○	○
株式会社SBI新生銀行（委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第10号	○		○		
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○	○	○	○	○
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第164号	○		○		
株式会社三菱ＵＦＪ銀行 ＊	登録金融機関	関東財務局長（登金）第5号	○		○	○	
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長（登金）第33号	○	○	○		○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	○

*定時定額購入を除き新規の募集を停止しております。

本資料をご覧いただく上でのご留意事項

・当資料は、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社（以下「当社」）が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
・当資料は、当社が信頼性が高いと判断した各種データ等に基づいて作成したものですが、その完全性、正確性を保証するものではありません。
・当資料に記載されたグラフやデータ等は、過去の実績または予測であり、将来の運用成果・市場変動等を示唆あるいは保証するものではありません。運用実績等は税引前のものです。
・当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
・投資信託は値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります）に投資しますので、組入証券の価格の下落や、組入証券の発行者の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により、損失を被ることがあります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。
・投資信託は預金等や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外で投資信託をご購入された場合は、投資者保護基金の支払いの対象にはなりません。
・投資信託は、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
・投資信託の取得の申込みにあたっては、販売会社より最新の投資信託説明書（交付目論見書）をお渡しいたしますので、必ず内容を十分ご確認のうえご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）は、取扱販売会社にご請求ください。
・当資料に指数・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権、その他一切の権利は、その発行者に帰属します。
・当資料は当社の許可なく複製・転用することはできません。